

タルモ主人不在ノ爲メ玄洞ニテ飯宅ヲ待テ争議團員
ヲシテ亦威的行動ヲ執ラレメントシタルモ警察警察
官ノ爲メ阻止マラレタリ
次ヲ八日午前十一時渋谷平田外四名ハ学業所ニ工場
主ヲ意向シタルニ工場主、渋谷平田並職工一名トハ
今見テ承認シ平田ハ争議發生ノ原因ヨリ今日ニ至レ
ル経過ヲ述ハ要求條項ニ就テ逐條説明シタル後是ヲ
承認スルヤ否ヤヲ質シタルニ工場主ハ経営困難ノ爲
メ職工ノ減員ヲ要スル際新々ナル負担ヲ要スル要求
ヲセラルルハ理解ニ苦シムト答ハ更ニ三時間ニ涉リ
折衝シタルモ解決点ヲ見出ス能ハス翌日ノ由会ヲ約
シテ決別セリ
右及申(通)報候也

別記(一) 全所民諸君に訴ふ

私達は東洋の富を極める島の島民諸君が我が工場に携りて生活することを未だ分る
二下り云々後輩大名に解雇 後輩はもろ島民の私に肩切りせしむる事。
私達は島民を常ニ庶民とするに努むるに過ぎず。其の目的は島民を常ニ庶民と
す。然るに又突然に解雇せしむるは如何なる理由をもたせしむるに成らざらん
又我々の身心あり長久の交わりに携りて生活せしむるに成らざらん。其の理由は
は島民が我々の財産を私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。
の下の衝動は我々の私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。
又我々の私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。
又我々の私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。
又我々の私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。
又我々の私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。
又我々の私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。或は私運する事。

一九二九

島民製材 協議團
團員 一員
協議團員部 (中井島島民部)